平成３０年（フ）第４号
岡山県倉敷市玉島上成320番地１
債務者　藤原佳代子
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第４号
山口県宇部市大字中山71番地
債務者　的場　鈴子
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第５号
大分県佐伯市7255番地２　市営　女島団地２Ａ―11
債務者　柏木　健二
１　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
長崎県長崎市芒塚町367番地14
債務者　浦川　隆明
１　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４５号
札幌市東区北42条東15丁目２番27―102号
債務者　三浦　　泉（旧姓谷口）
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０４号
北海道千歳市富丘１丁目17番５―202号　光生ハイツＣ202号
債務者　佐々木伊美子
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０５号
北海道千歳市富丘１丁目17番５―202号　光生ハイツＣ202号
債務者　樽井　律子
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２６号
札幌市北区篠路４条５丁目１番７号　四条プラザ101号
債務者　矢上紗佑里
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３４号
札幌市西区発寒３条６丁目４番15―302号
債務者　川村　裕治
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５４号
札幌市西区発寒９条11丁目９番30号　Ｓコーポ２―203号
債務者　石岡眞規子（旧姓千石）
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７１号
札幌市東区北32条東１丁目５番１―312号
債務者　阿部美代子
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３号
北海道白糠郡白糠町西５条北１丁目２番地１　橋北２Ｋ３－２
債務者　根本　善博
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第８号
釧路市愛国東３丁目14番25号、申立前の住所　北海道釧路郡釧路町新開４丁目10番地　ハウスニクス101号室
債務者　向井　　忠
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第９号
釧路市愛国東３丁目14番25号、申立前の住所　北海道釧路郡釧路町新開４丁目10番地　ハウスニクス101号室
債務者　向井　陽子
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第２２号
釧路市緑ケ岡２丁目40番24号　ミッキーハウスＨ号室、申立前の住所釧路市千代ノ浦１番11号　ハイツＫＡＲＥＮ102
債務者　カードリームこと　早坂　弘志
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４号
山形県東田川郡庄内町余目字猿田23番地３
債務者　高橋　信子
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第３８号
群馬県高崎市上里見町772番地１
債務者　國分　美加（旧姓奥野）
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部